

生駒市規則第16号

生駒市情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月28日

生駒市長 山下 真

生駒市情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則

(生駒市情報公開条例施行規則の一部改正)

第1条 生駒市情報公開条例施行規則(平成21年3月生駒市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第13条第1号を次のように改める。

(1) 一般財団法人生駒メディカルセンター

(生駒市法令遵守推進条例施行規則の一部改正)

第2条 生駒市法令遵守推進条例施行規則(平成19年10月生駒市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 一般財団法人生駒メディカルセンター

(公益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する規則の一部改正)

第3条 公益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する規則(平成14年3月生駒市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第2条中「財団法人生駒メディカルセンター」を「一般財団法人生駒メディカルセンター」に、「財団法人奈良先端科学技術大学院大学支援財団」を「公益財団法人奈良先端科学技術大学院大学支援財団」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。